

# 聖山高原県立公園の公園計画（案）について

自然保護課

## 1 諮問

第 4 回 長野県環境審議会 令和 6 年 1 月 16 日（火）

出された質問・意見等

○「自然体験活動計画」の趣旨を、公園計画書のなかに記載してはどうか。

## 2 対応案

公園区域及び公園計画書（案）を以下のように修文する。

原案	変更案
<p>1 基本方針</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>このため、広大なパノラマや雄大な峡谷美とともに、人々の生業やそれに根ざした文化を支えてきた湧水・ため池等の水が豊富であることで、多様な景観が見られる。また、博物館やキャンプ場、スキー場が整備されており、四季を通じて様々なレジャーに利用されている。</p> <p>以上の自然的・社会的状況を踏まえ「くらしと文化を育む湧水、広大なパノラマと雄大な峡谷美の世界」をテーマに、公園計画の見直しを行い、より一層優れた風致景観の保護を図るとともに、適正な利用を推進するため公園計画を定める。</p>	<p>1 基本方針</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>このため、広大なパノラマや雄大な峡谷美とともに、人々の生業やそれに根ざした文化を支えてきた湧水・ため池等の水が豊富であることで、多様な景観が見られる。また、博物館やキャンプ場、スキー場が整備されており、四季を通じて様々なレジャーに利用されている。</p> <p>以上の自然的・社会的状況を踏まえ「くらしと文化を育む湧水、広大なパノラマと雄大な峡谷美の世界」をテーマに、<u>公園計画の見直しを行い、より一層優れた風致景観のより一層の保護を図るとともに、質の高い自然体験活動を促進するなど適正な利用を推進するため公園計画を定める。</u></p>

### 参考（1） 自然体験活動計画

国立公園に係る公園計画の作成等について

（令和 4 年 4 月 1 日 環自国発第 2204015 号 自然環境局長通知）

別紙 1 「国立公園の公園計画作成要領」

第 4 計画事項及び関連事項

II 事業計画

3 自然体験活動計画

公園の風致景観及び自然環境、利用状況等の公園ごとの特性を踏まえ、質の高い自然体験活動の促進に関して、当該公園において自然体験活動を促進する上で踏まえるべき自然資源の特性、当該公園における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針等を必要に応じて定めるものとする。

参考（２） 自然公園法改正の趣旨

自然公園法の一部を改正する法律（令和３年法律第 29 号）

理由

国立公園等を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、質の高い自然体験活動の促進又は利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設、利用のための規制の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参考（３） 自然公園条例改正の概要

（令和４年２月県議会 環境・文教委員会資料）

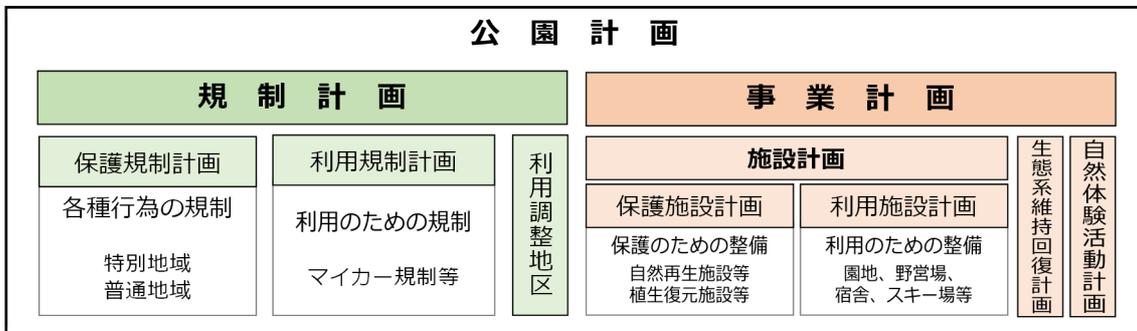
２ 改正内容

（２）地域主体の自然体験アクティビティを促進するための手続きを制度化（新設）

- ・市町村はガイド事業者等からなる協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成できる。計画が知事の認定を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許可が不要となる。
- ・これにより、計画に基づく魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供・ルール化等の関係者が一体となった取組を促し、旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在につながる自然公園の楽しみ方の提供を促進する。

参考（４） 公園計画の構成

公園計画は、保護のための「規制計画」と利用のための「事業計画」から構成されており、「自然体験活動計画」は、事業計画のなかに位置付けられている。



（国立公園の公園計画作成要領：令和４年４月１日付け環自国発第 2204015 号環境省自然環境局長通知）